

## 臨時庁議の概要

開催日：H17.7.13

平成17年7月12日のモード・アバンセへの融資に係る高松高等裁判所の判決を受けて、臨時に庁議を開催しました。

### 内 容

知事の話の後、意見交換を行った。

また、このことに関して、各部局、各所属において話し合うことを申し合わせた。

### 【知事の話】

昨日の高裁の判決を受けて、今日、この時間に、こうしたかたちで幹部の会を開くことを決めましてから、でも、どういう話をしたらいいんだろうな、ということをおもひ悩みました。けれども、昨日の判決を受けました後も、率直な思いとして言いましたけれども、あれだけ厳しい判決が言い渡されるとは思っていないので、私自身も強いショックを受けたからです。このため、判決の後、感想を聞かれまして、つらいとしか言いようがないと言いましたが、その他の言葉がなかなか思い浮かびませんでした。（12日18時40分から、知事の緊急記者会見が行われた）今も、思い浮かびません。ですから、本来なら、全国知事会議への出席という日程の一部を取りやめて、今日の会を開いたわけですから、何かまとまった話をしなきゃいけないなということをおもいましたが、そういうことを考えていますと、あの判決を受けた3人の元職員は、今、どんな思いでいるだろうかと、また、そのご家族の方々はどうされているだろうかと、さらに、裁判で証言をしたという人も含めて、この事件に関わってきた職員の方が、あの判決を聞いてどんな気持ちになっただろうなということが、次々と頭を駆け巡ってしまいました。そんなわけで今日も、できればまずは、一人ひとりの幹部の方に、今の思いとか受け止め方をお聞きをして、そういうものを自分が考える参考にさせてもらおうかな、ということもおもいましたが、かといって、幹部の皆さん方も、私の持つような迷いなり悩みなりを持って、なかなか考え方がまとまらないのじゃないかな、というふうに思いました。そこで、ここは自分自身の責任として、今この時点で、言っておかなきゃいけないなと思ったことを、2点に絞ってお話をしたいと思います。

その1つは、この裁判の経過、またその判決の結果がどうであったにせよ、つまり、有罪であれ無罪であれ、有罪で執行猶予がつくにしろ実刑であったにしろ、そのこととは別に、モード・アバンセ事件に対しては、重い行政上の責任があるということ、また、今の情報公開の徹底だとか、特定の個人や団体の圧力に屈しない毅然とした県政をしていくんだという、そうした県政の基準に照らして考えれば、当時の政策判断にはいくつかの過ちがあったということをお認めなければいけないということです。ですから、私たちは、裁判の進み具合といったこととは別に、自分たちでその問題を反省をし、そして議論をして、平成13年9月12日に県政改革に向けての取り組みを6項目にまとめて県民の皆さんにお示しをし、お誓いをしました。ですから、この6項目をきちんと忘れずに、実行していくということが県民の皆さん方へのあの時のお約束を果たすことになるし、ある意味ではこの事件に対する県民の皆さんへの、県庁としての償いにつながっていくのじゃないかなということをおもっています。

もう1つは、今申し上げたこととそのまま重なり合いますが、職員の中には、あのような厳しい判決を目の当たりにして、その判決の厳しさのみに目を奪われ、また、ある意味では怖さを感じて、こんなことならばもう意思決定、政策判断の過程に関わっていくことが恐ろしいな、怖いなということ、また、こんなことならば何もしていないのが一番身の安全ではないかな、というような考え方に飛躍をしてしまう職員がいるのではないかと、ということです。もちろん、このような厳しい判決を前にして、またそれを報じるニュースや新聞の記事を見て、第一印象として、また、そのときの感情として今申し上げたような受け止め方をするということは、よく理解ができます。しかし、そうした職員の悩みというものを皆さ

ん方が聞かれたときには、そうじゃないよと、あの平成13年の県政改革に向けての6項目、これをきちんと仕事のなかに活かしていれば、実行していれば、何も、政策判断にしろなんにしろ、仕事を進めるうえで恐れることはないよ、ということをごひ伝えてほしいなということをお思います。その6項目というのは、例えば、情報公開の徹底ですとか、また、意思形成の過程を県民の皆さんに明らかにしていくとか、さらには特定の個人や団体による行政への圧力というものを毅然としてはね除けていく、またそういうことをする職員を評価をしていくというような県庁にしていく、ということでありましたが、まさにこうしたことができていなかったことが、あのモード・アバンセ事件を生んだ最大の原因だということになります。また逆に言えば、これらのことをきちんと実行していれば、何も政策判断、意思形成ということに恐れや後ろめたさを感じることはないということだと思おいます。この問題を考えるにあたって、今、職員の皆さんが抱えている悩み、こういうものをぜひ、今申し上げたような視点から、職員にも伝えて欲しいなと思おうんです。

さらに、県民の皆さんの立場に立ってみれば、今回の判決をきっかけに、県庁の職員がこれならば何もしないているのが一番身の安全だという考え方や風潮になってしまったら、それが県民の皆さんにとって一番不幸なことだ、ということをごひ考えていただきたいし、そうしたことを職員にも伝えてもらいたいと思おいます。特に、この事件そのものをよく知らない、またこの事件が起きた時代の背景というものを知らない年代の職員もだんだんと増えてきています。そうした中で、今回の判決だけで、何か萎縮をしてしまうような風潮が起きないように、ぜひ今のような視点は大切なこととして伝えてもらいたいというふうにお思います。また、できれば各課室ごとに15分でも20分でもいいから、このことで会を開いてもらって、まずは職員の皆さんが率直に感じている不安なり、思いなりというものを聞いてもらう。そして、それを聞いたうえで、今申し上げたような視点を伝えてもらう会を持っていたきたいし、そこで出てきた不安や率直な受け止め方の声というものを、部局長・理事さんを通じて、またこうした庁議の場で、話し合うことができればなということをお思っています。

この4月に年度始めのご挨拶をしたときにも、7月の高裁判決を受けて、もう一度、県政改革ということに目を向けてみようということをお申し上げました。それから3ヶ月あまり経って、今その日が来たというふうにお思っています。もちろん、私たちは、平成13年に誓い合った県政改革への取り組み・思いというものを忘れたわけではありませぬ。けれども、だんだんと日が経つにつれて、そのときの強い思い、意識だとか情熱だとかいうものが、薄れてきているということも否定できないだろうと思おいます。それを、もう一度県政改革の原点に引き戻してくれたのが、今回の判決であったと思おいます。ですから、今回の判決をもって、決して萎縮をする必要はありませぬ。むしろ、私たちには、この判決をきっかけにして、もう一度、あの県政改革への6項目の取り組みということをお一人ひとりのものとして、日々の仕事の中に落とし込んでいく、実行していくということが求められているんじゃないかと思おいます。また、そうしていくことが、県民の皆さんの信頼を得る、その道に繋がるということをお信じて、ぜひ職員の皆さん方には、のびのびと仕事をしてもらいたい。そのことを皆さんの口から、職員の皆さん方にも伝えていただきたいと思おっています。

私からは以上です。